

吹田市社会福祉協議会は税額控除の証明を受けています

平成 24 年 3 月 21 日以降の吹田市社会福祉協議会への寄付金については、従来からの所得控除制度に加えて、税額控除制度の適用となり、確定申告時に税額控除制度を選択すれば、以下の算式により算出された額が所得税額から控除されます。

《税額控除の算出方法》

$$\text{【寄付金} - 2,000 \text{ 円】} \times 40\% = \text{所得税から還付される額}$$

(所得税の 25% が上限)

※例えば・・・

吹田市社協に、ご寄附 5 万円、社協賛助会員会費 2 千円をいただいた場合

$$(50,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \underline{20,000 \text{ 円}}$$

→この額が所得税で還付されます。

※税額控除を受けるためには、確定申告の際に、以下の書類の提出が必要です。

- ① 「寄付金の領収書」、「社協賛助会員会費の領収書」
- ② 「税額控除の証明書」の写し→次ページを印刷ください。

ご希望の方は、FAX や郵送でもお送りしますので、吹田市社会福祉協議へご連絡ください。

詳しくは、国税庁ホームページの情報をご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

問い合わせ先：社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 ☎ (06) 6339-1205



3吹福指第1155号
令和4年3月2日
(2022年)

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会会長 様

吹田市長 後藤 圭二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年3月21日 から 令和9年3月20日 まで